第二十六条第一項中「地籍基本三角測量」を「都市部官民境界基本三角測量」に改め、同条第二項中「地籍基本三角点の」を「都市部官民境界基本三角点の」に、「地籍基本三角点網図及び地籍基本三角点成果簿」を「都市部官民境界基本三角点網図及び都市部官民境界基本三角点成果簿」に改める。

「第三節　地籍基本多角測量」を「第三節　都市部官民境界基本多角測量」に改める。

第二十七条の見出し中「地籍基本多角測量」を「都市部官民境界基本多角測量」に改め、同条中「地籍基本多角測量」を「都市部官民境界基本多角測量」に改め、同条ただし書中「ただし」の下に「、地形の状況等によりやむを得ない場合には」を加える。

第二十八条（見出しを含む。）中「地籍基本多角点」を「都市部官民境界基本多角点」に改める。

第二十九条第一項中「地籍基本多角測量」を「都市部官民境界基本多角測量」に、「地籍基本三角点等又は地籍基本多角点（以下「地籍基本多角点等」と」を「基準点等、都市部官民境界基本多角点等」に改め、同条第二項中「地籍基本三角点等」を「基準点等（補助基準点を除く。）又は都市部官民境界基本三角点」に改める。

第三十条中「地籍基本多角点及び」を「都市部官民境界基本多角点及び」に、「地籍基本多角点選点図」を「都市部官民境界基本多角点選点図」に改める。

第三十一条中「地籍基本多角点」を「都市部官民境界基本多角点」に改める。

第三十二条第一項中「地籍基本多角測量」を「都市部官民境界基本多角測量」に改め、同条第二項中「地籍基本多角点の」を「都市部官民境界基本多角点の」に改め、同項中「座標値」の下に「及び標高」を加え、同項中「地籍基本多角点網図及び地籍基本多角点成果簿」を「都市部官民境界基本多角点網図及び都市部官民境界基本多角点成果簿」に改める。

「第四節　地籍基本細部測量」を「第四節　都市部官民境界基本細部測量」に改める。

第三十三条の見出し中「地籍基本細部測量」を「都市部官民境界基本細部測量」に改め、同条中「地籍基本細部測量」を「都市部官民境界基本細部測量」に、「より行うものとする」を「よることを原則とする」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、見通し障害等によりやむを得ない場合には、放射法によることができる。

第三十四条（見出しを含む。）中「地籍基本細部点」を「都市部官民境界基本細部点」に改める。

第三十五条の見出しを「（多角測量法による都市部官民境界基本細部測量）」に改め、同条第一項中「地籍基本細部測量」を「多角測量法による都市部官民境界基本細部測量」に、「地籍基本多角点等又は地籍基本細部点（以下「地籍基本細部点等」と」を「都市部官民境界基本多角点等又は都市部官民境界基本細部多角点等」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、閉合路線を形成することができる。

第三十五条第二項中「地籍基本多角点等」を「都市部官民境界基本多角点等」に改める。

第四十三条の見出しを「（都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿）」に改め、同条中「地籍基本調査図原図及び地籍基本調査簿案」を「都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿」に、「地籍基本調査の」を「都市部官民境界基本調査の」に、「地籍基本調査図及び地籍基本調査簿」を「都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿」に改め、同条を第五十四条とする。

第四十二条の見出しを「（都市部官民境界基本調査図原図及び都市部官民境界基本調査簿案）」に改め、同条第一項中「地籍基本測量」を「都市部官民境界基本測量」に、「地籍基本調査図原図及び地籍基本調査簿案」を「都市部官民境界基本調査図原図及び都市部官民境界基本調査簿案」に改め、同条第二項中「地籍基本調査図原図」を「都市部官民境界基本調査図原図」に、「街区調査図並びに地籍基本三角点成果簿、地籍基本多角点成果簿、地籍基本細部点成果簿及び街区点座標簿」を「現地調査図、街区点測量図及び復元測量図並びに都市部官民境界基本三角点成果簿、都市部官民境界基本多角点成果簿、都市部官民境界基本細部点成果簿、街区点座標簿及び図上街区点座標簿」に改め、同条第三項中「地籍基本調査簿案」を「都市部官民境界基本調査簿案」に、「地籍基本三角点成果簿、地籍基本多角点成果簿及び地籍基本細部点成果簿」を「都市部官民境界基本三角点成果簿、都市部官民境界基本多角点成果簿及び都市部官民境界基本細部点成果簿」に改め、同条を第五十三条とする。

「第五章　地籍基本調査図及び地籍基本調査簿の作成」を「第五章　都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿の作成」に改める。

第四十一条第一項中「地図及び簿冊に令で定める」を「令別表第四に定める誤差の限度に準じて、当該誤差の」に改め、同条第三項中「街区点記録図」を「街区点測量図」に改め、同条に次の二項を加え、第四章第五節中同条を第四十七条とする。

4　街区点測量図には、前項に規定するもののほか、都市部官民境界基本調査基準点の位置及び番号並びに相隣る街区点を結ぶ直線を記載するものとする。

5　街区点測量図の縮尺は、五百分の一（国土交通大臣が特に必要があると認める場合には、二百五十分の一）とする。

第四章第五節の次に次の一節を加える。

第六節　復元測量

（復元測量の方法）

第四十八条　復元測量は、図上街区点標識等が示す地点の測量（以下「図上街区点測量」という。）を行った上で、図上街区点資料の情報及び図上街区点測量の測量成果に基づき図上街区点の中から精度の高いものを選定し、当該選定した図上街区点（以下「特定図上街区点」という。）を基礎として座標計算によりそれ以外の図上街区点の現地における位置を求める方法で行うものとする。

（図上街区点測量）

第四十九条　図上街区点測量は、街区点測量と併せて行うことができる。

2　第三十九条から第四十五条並びに第四十七条第一項及び第二項までの規定は、図上街区点測量を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「街区点測量」とあるのは「図上街区点測量」と、「街区点」とあるのは「図上街区点標識等が示す地点」と、「街区点座標簿」とあるのは「図上街区点座標簿」と読み替えるものとする。

（特定図上街区点の選定）

第五十条　図上街区点資料に記載された情報に基づいて求めた図上街区点間の距離と図上街区点測量の結果に基づいて求めた図上街区点標識等が示す地点間の距離との差が一定の誤差の限度を超えない場合には、当該図上街区点を特定図上街区点として選定するとともに、図上街区点標識等が示す地点の座標値を当該特定図上街区点の現地における位置とみなす。

2　前項に規定する誤差の限度は、令別表第四に定める誤差の限度に準ずるものとする。

（特定図上街区点以外の図上街区点の現地における位置の座標計算）

第五十一条　特定図上街区点以外の図上街区点の現地における位置は、公図等が示す街区の形状及び図上街区点の位置関係と整合するよう、特定図上街区点を基礎として、座標変換又は図上街区点間の距離を用いた計算により求めるものとする。

（復元測量図の作成）

第五十二条　復元測量の結果は、復元測量図に取りまとめるものとする。

2　復元測量図には、特定図上街区点及び特定図上街区点以外の図上街区点の現地における位置及び番号、相隣る図上街区点を結ぶ直線並びに復元測量に用いた公図等及び図上街区点資料の名称を記載するものとする。

3　復元測量図の縮尺は、当該地域における街区点測量図と同一の縮尺とする。

第四十条中「街区点の測量」を「街区点測量」に改め、同条を第四十六条とする。

第三十九条中「街区点の次数は、地籍基本細部点等」を「街区点測量（単点観測法によるものを除く。）における街区点の次数は、都市部官民境界基本細部点等」に、「地籍基本三角点等」を「基準点等（補助基準点を除く。）又は都市部官民境界基本三角点」に改め、同条を第四十五条とする。